

食品営業行為の取り扱い食品の種類

食品営業類似行為 の種類	取り扱える食品			取り扱えない食品
	加熱しない食品	その場で加熱する食品	加熱後調理する食品	加熱しない食品
飲食店営業		たこ焼、お好み焼き、焼そば、 イカ焼、ホットドッグ、うどん、 そば、おでん、天ぷら、 ラーメン、カレー 等	おにぎり 等	すし（現地調理）、さしみ等の 生物、生物を使用したサンド ウィッチ
菓子製造業		回転焼き、みたらしだんご、た いやき、リンゴあめ、やきもち 等		生菓子 等
喫茶店営業	かき氷、ジュース類	コーヒー、茶、甘酒 等		左記以外のもの
食品の販売	基本的に市販品の販売は全て可能。ただし、保存温度の設定が必要な食品は、その温度が保つ事のできる設備を有すること。また冷蔵又は冷凍の場合は、それぞれの食品が区画出来ること。			肉、魚はあらかじめラップ等をしたものに限る。現地で処理はできません。

注意：飲酒運転防止のため、アルコール飲料は取り扱わないでください。